



※画像はイメージです。

介護保険で購入可能な福祉用具 6 種目

2023 年 4 月現在

種目名	対象になる方	金額目安 (1 割負担の場合)
① 腰掛便座	要支援 1 以上の方	[例] ・家具調ポータブルトイレ 5,000 円～ ・折畳みシャワーベンチ 3,000 円～ ・浴槽台 2,000 円～ ・バスボード 1,500 円～
② 自動排泄処理装置の交換可能部品		
③ 入浴補助用具		
④ 簡易浴槽		
⑤ 移動用リフトのつり具		
⑥ 排泄予測支援機器		

- 年間(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日)で購入できるのは 10 万円までです。購入金額が 10 万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担になります。購入にかかる消費税を含めた金額が支給対象です。
- 原則として同じ種類のものは重複して購入できません。
- 福祉用具購入費は費用の全額を販売事業者へ支払った後に払い戻し(償還払い)が受けられます。
お住いの市町村によっては受領委任払い制度を利用することにより、当初から負担割合証に記載の負担割合に応じた負担で福祉用具を購入することができます。※川崎市は受領委任払い制度の利用が可能です。
- 金額目安はあくまでも目安です。また、自己負担額が 1 割でない方は異なります。弊社までお気軽にお問合せ下さい。

